

〈資料〉

沖縄の民事陪審（４）
—記録から見た庶民の力—

齋藤 哲（訳）

（代表執筆者・陪審裁判を考える会）＊

This paper is a translated version of the first jury-trial record in the occupied Okinawa, Japan, in July 1964.

Research Group on Jury Trial

（法廷は沖縄県那覇市において、1964年7月9日午前9時に開廷した。）

出廷者： ラッセル・L・スティーブンス： 裁判長
ツルコ・N・ロバーズ： 原告
チャールズ・P・ヘイグッド： 原告代理人
ツネヨシ・オオシロ： 原告代理人
ハワード・B・マクレラン： 被告・極東建設サービス株式会
社代理人
ジェームス・L・スミス： 速記官
（陪審員は全員出席）

＊ これは本土復帰前の沖縄県において実施された民事陪審裁判の記録である。原文は英語であるが、被告個人を仮名にした以外、そのまま翻訳した。

翻訳者は、齋藤のほか、滝田清暉（特定侵害訴訟代理人・弁理士）、荒川歩（武蔵野美術大学）、飯考行（専修大学）、西村健（弁護士）、新倉修（弁護士・青山学院大学）、四宮啓（弁護士・國學院大学）、黒澤亜紀（カリフォルニア大学サンタクルズ校）、黒沢香（元大学教授）である。

なお、本稿（１）は獨協法学107号に掲載、（２）～（３）は同108号以下に掲載予定である。

裁判長： 被告は、指示評決（directed verdict）を求める原告の主張の終結に際して、昨日午後申立てを行いました。当裁判所は、しばらくこの申立てに対する判断を留保します。

マクレラン代理人： 今のところ被告は、継続して審理に望まなければなりませんか？

裁判長： はい、よろしくお願ひします。

マクレラン代理人： 発言を行うにあたって、陪審員の皆さん、私たちは、本件の問題点を正真正銘、最低限に絞っています。被告・極東建設サービス社は、ロバーズ氏が死亡されたことを争っておらず、また死亡の原因がトミシロ氏の運転するピックアップと衝突したことにあることも争っていません。死亡時間も死亡場所にも争いはありません。しかしながら、私たちは起こってしまった出来事についてたいへん遺憾に存じますが、確かなことには、私たちには他に手のほどしようがなかったのです。ロバーズ氏は、働き盛りの男性であり、もちろん残されていた人生は何年もありました。確かに、ロバーズ氏自身が、その死亡につながることをご自身でなされたことは何もありません。ロバーズ氏は仕事で道路に出ていたにすぎません。

問題は、感傷や感情的なものではありませんが、責任ということです。問題は、この雇用主である会社が本件の状況において責任を負うべきであるのかという点ですが、私たちはないとお答えします。

簡潔に言って、私たちがそうお答えする理由はこれです。そしてその裏付けとして証人を呼ぶ予定です。

まず何よりも、トミシロ氏は、運転手として雇用されていたわけではありません。彼は修理工として雇用されていたわけです。彼が会社の車両を運転したかどうかは、彼の修理工としての仕事とはまったく関係がありません。実際のところ、私たちは、彼が運転免許を持っていなかったことは公知であったので、運転することを止められていたという証拠を提出する予定です。

彼が会社外で公道上に会社の車両を運転しなければならなかったということは、会社の運営上、何ら必要としていませんでした。したがって彼の仕事はそれを必要とするものではなかったのです。

彼を雇用したという点に関して言えば、確かに彼には長い前科があります。しかしながら、会社が雇入れようとして人の前科を調べる義務があ

るのでしょうか？たとえば、あなたが、一緒に仕事をする被用者について、あるいはあなたに関して、そういう人が前科をもっているかどうか知っているのでしょうか？そういう人たちに対して、あなたは、ナイフや道具などのような、ある種の物を使えるようにしますか？その種の物といえば、乗り物も含まれます。そういう人たちは、知らせる義務があるのでしょうか？この修理工を選ぶにあたって適切な注意を払ったというのが、私たちの立場です。彼は修理工としてであって、それ以外の仕事は関係がないのです。この点を念頭に置いていただきたいと思います。

さて、彼はこの車両を使うにあたって許可を得たのでしょうか？私たちは、証拠を通じて、つまり証言によって、許可を得てはいなかったことをお示しする予定です。彼は配車する権限をもっていたのでしょうか？記録によればすでに明らかなように、そのような権限はありませんでした。誰か関係者が彼に車両を差し向ける権限があったのでしょうか？証拠はすでに明らかなように、誰もそのような権限はもっていませんでした。そして、彼自身、そのような権限をもっていたわけではありません。そこで結論としていえば、本件会社は、彼の行動について責任があるのでしょうか？

私たちはノーと主張しますが、その理由は、本件はすべてトミシロ氏自身の問題であり、会社とはいかなる点から見ても関係がないのです。

さて皆さんはすでに、トミシロ氏の証言を聞いています。

皆さんが、彼が三年間会社のために働いてきており、当時、公道上で会社の車両を運転していたと信じていることができるなら、私たちはそれを受け入れましょう。彼がまさにその当時、運転していたことに反する証拠はないのです。皆さんが、彼はまさに当時たまたま会社の仕事で運転しており、上衣を取りに行き、会社の仕事を続けることができたと信じるのなら、それが原告の主張に有利なら、そう信じるべきでしょう。

さてそれは別の問題であり、その点についても私たちは証拠を提出する予定です。

配車する権限のない者が一晩中、会社のために仕事を続けることを決定する権限もあったらろうということを、あなた方は信じるのでしょうか？

私たちは、彼には当日夜に仕事をする必要はなかったということをお示しする予定です。彼はその夜に仕事をしていたのではなく、午前1時30分に上衣を取りに自宅に向かったり、5時30分ないし6時に、社内にあった窓ガラスの入ったピックアップを使ったりしたわけではないというのが、

私たちの立場です。

さて、私たちは、これらのことをすべて個人的に知っていた証人を複数名、呼ぶ予定です。これによって、そのようなことが信じがたいことであり、トミシロ氏の証言は信憑性に欠くことを示す予定です。そのことも信じられないのは、彼の発言には信用性がなく、信憑性に値しないからです。とはいえ、私たちの依頼者に関する限り、原告の主張は、トミシロ氏の証言に完全に寄りかかっているはずで、皆さんがしなければならぬのは、トミシロ氏の発言を信じるかどうかにあります。あなた方がトミシロ氏の発言を信じないなら、それが私たちの立場であり、原告の主張を支持することはできません。

そこで、私たちは、被告側証人の第一番として、本件会社の役職者の一人であるジョージ・クラウス氏を呼びます。クラウス氏の後で、もう一人本件会社の役職者を呼びますが、そのお名前はすでに指摘しておりますように、当時、FECONの副社長であったジョージ・ホール氏です。

それでは、クラウスさんと呼びます。

ピーターソン・シャープ・エンジニアリング社社員ジョージ・クラウス、沖縄市マチナト、被告極東建設サービス社側証人として召喚され、書記官によって宣誓し、以下のように証言した。

主尋問

マクレラン代理人による質問：

Q： お名前は？

A： ジョージ・クラウスです。

Q： お住まいは？

A： マーシー住宅地です。

Q： 現在、あなたは雇用されていますか？

A： はい。

Q： 雇用主は誰ですか？

A： ピーターソン・シャープ・エンジニアリング社です。

Q： あなたの職場はどちらですか？

A： 現在は、知花の弾薬庫です。

Q： それは嘉手納空軍基地と関係がありますか？

A： いいえ。こちらは陸軍で。

Q： さて、この件においての被告、極東建設サービス社のために働いたことはありますか？

A： はい。

Q： それはいつからですか？

A： 働き始めたのは、プロジェクト・マネージャーとして、1959年10月からです。

Q： FECONで働くようになったとき、あなたの仕事はどのようなものでしたか？

A： プロジェクト・マネージャーでして、那覇の空軍基地の作業エプロンの建設です。

Q： その基地の格納庫前にあるコンクリートの地域ということですか？

A： はい。

Q： 1959年11月29日夜から30日早朝の間、FECONのために、当直の仕事に就いていましたか？

A： はい、そうです。

Q： どちらで仕事をされていましたか？

A： 仕事をしていたのは、那覇空軍基地の作業エプロンでした。

マクレラン代理人： その当時、何がありましたか？

A： 作業エプロンに向かう誘導路を舗装していました。

Q： 当日の天候はどうであったか思い出せますか？ むしろ、その夜の、ということですが。

A： いいえ。実のところ、思い出せません。

Q： さて、あなたは、チョウヘイ・トミシロ氏とお知り合いですか？

A： はい。

Q： チョウヘイ・トミシロ氏はどんな人ですか？

A： 彼は、FECONの作業長でした。マチナトのわれわれの車両基地で。

Q： 彼の職場はどこですか？

A： 彼の職場は、マチナトの商業地区、FECONにありました。

Q： さて、トミシロ氏があなたの職場で仕事をする機会がありましたか？

A： 彼は、特に用事があって呼ばれば、職場に来ていました。

Q： どんなことですか？

A： 簡単な技術的な仕事で、エンジンの故障などのです。

Q： 話題になっている夜のことですが、そのときに故障とか機械の不具合などがありましたか？

A： いいえ、ありません。

Q： その日に、作業のために事務所に持ち込まれた器具がありましたか？

A： いいえ、私の仕事場からはなにも。

Q： 当時、FECONには、その他に稼働中の作業現場があったかどうか、ご存じですか？

A： 私たちが建設中のゴルフ・コースがありました。それがすべてで、那覇空軍基地の作業エプロンその他、格納庫の作業のほかにはそれだけです。

Q： クラウスさん、その当時、あなたは、FECONの経営と関わり合いがあったのですか？

A： 作業現場だけです。

Q： その作業現場では、責任を持たされていたのですか？

A： はい、そうです。

Q： この会社が雇用している人について、会社の車両を使用する際に、会社がどのような方針をもっていたか、ご存じですか？

A： ジョージ、つまりホールさんが作業現場では私に運転手を指定して、同じ運転手がずっと作業具と一緒に待機します。彼らが変わったことはありません。

マクレラン代理人： そういう運転手が免許を持っていることが必要とされていたことをご存じでしたか？

A： はい、運転手はそうです。

Q： 免許を持っていることが必要であることは、誰によって知らされましたか？

A： 運転手は仕事に出る前に、免許をホールさんに見せなければなりませんでした。法規がそうだったので、運転手の誰か免許がないことで捕まると、自動的に、運転手がいなくなり、場合によっては車も失います。だから運転手は免許を持っていなければならなかったのです。

Q： さて、あなたが那覇空軍基地で仕事をされている地区は、なにか保安区域でしたか？

A： たいへん保安が厳重な、保安地域でした。

Q： そこで仕事をするには、何か特別な許可が必要とされていたか？

A： 監督官からパスをもらわなければならず、誰でもパスをもらうには5日

ほどかかるという状態でした。

Q： チョウヘイ・トミシロ氏がそのようなパスを持っていたかどうか、ご存じですか？

A： 彼はパスを持っていました。はい。

Q： クラウスさん、公道上をトミシロ氏が会社の車を運転しているところを見たことがありますか？

A： いいえ。

Q： 問題の夜、あるいはその直前の昼間、あなたは、トミシロ氏を作業現場で見かけましたか？

A： いいえ、見てません。

Q： 超過勤務について、この会社の方針についてはどうですか？ 私が知りたいのは、作業員が超過勤務をしなければならない場合、そのことを作業員に告げる権限をもっているのは誰かということです。

A： 事務所地区では、ジョージ・ホールさんか、ホールが委任した代理のヒガさんのどちらかです。私の作業現場では、私がそれにあたります。

マクレラン代理人： さて、このことがあった当夜、ヒガさんは、あなたの作業現場で働いていましたか？

A： いいえ。

Q： 彼が作業を終えたのは、その日のいつか、ご存じですか？

A： いいえ。ヒガさんは、普通、ジョージ・ホールさんと一緒にいました。

Q： さて、29日の夜、あなたは、那覇空軍基地の作業現場で働くように、トミシロ氏に指示をしたかどうか、話せますか？

A： いいえ、そうしていません。

Q： トミシロ氏が運転免許を持っていたかどうか、ご存じでしたか？

A： いいえ。

Q： 車の数と比べてみて、当時、利用可能な運転手の人数については、いかがでしょうか？

A： 私の作業現場では、車ごとに運転手がいて、ほかの現場でも同じだということはあると確信があります。ゴルフ・コースでは、そこで運転手を指名していました。

Q： あなたの知る範囲で会社の車を自分の用事のために使用する人について、会社の方針は何かありましたか？

A： 私用で運転することはありません。

Q : それは会社の方針ですか？

A : いいえ、方針ではありません。

Q : それでは、自分の私用のため会社の車を使ってはいけないことを社員はどのように知るのでしょうか？

A : 多くの場合、私の作業現場で使われていない車は、夜間、駐車場に鍵をかけられています。

Q : いま、鍵をかけると言いましたね。車両基地の保安設備はどうなっていたか、ご存じですか？

A : ホールさんが車両基地を持っていて、そのエリアに入るにはゲートがありました。

Q : 守衛がいましたか？

A : はい。いました。

Q : 守衛は一晩中、勤務に就いていたのかどうかご存じですか？

A : いいえ。私は知りません。

マクレラン代理人 : 私からの質問は以上です。

裁判長 : 反対尋問は？

反対尋問

ヘイグッド代理人による質問 :

Q : クラウスさん、FECONとの仕事を始めたのは1959年10月だと言いましたね？

A : はい。

Q : 何日ですか？

A : 記録を見ないと。

Q : 上旬ですか、下旬ですか？

A : 中頃でした。

Q : 事故が起こった時、あなたは会社のために、まだ約6週間を超えない期間、仕事をされていたのですね？

A : ほぼ6週間です。

Q : あなたがおっしゃる本件プロジェクトでの作業にあたって、どのくらいの方があなたの監督の下にいたのでしょうか？

A : 約70人から100人です。

Q : 今朝された証言ですが、法廷に来る前にどなたかとそれを話し合ったこ

とはありましたか？

A： いいえ。

Q： 法廷に来る前に、マクレランさんと証言について話し合いませんでしたか？

A： もう少しはっきりとさせてくださいませんか。この話し合いということ。彼は証人として来るように私に頼んできたのです。

Q： あなたの証言がどういうものとなるのかについて、話し合ったのではないですか？

A： いいえ。

Q： あなたが証言することについて、本件会社の前副社長であるホールさんと話し合ったのではないですか？

A： いいえ。

Q： あなたは、ホールさんともあなたが証言することについて話さなかったのですか？

A： はい。ホールさんと初めて会ったのはホンの20分前です。

ヘイグッド代理人： マクレランさんについても同じですか？

A： はい。

ヘイグッド代理人： 質問は以上です。

裁判長： 再主尋問は？

マクレラン代理人： ありません。

裁判長： ありがとうございます。

（証人は退出）

マクレラン代理人： 次に、ジョージ・ホールさん呼びます。

ジョージ・ホール、沖縄、浦添村字湊川454、被告極東建設サービス社側代理人によって証人として呼び出され、書記官によって宣誓され、以下の通り証言した。

主尋問

マクレラン代理人による質問：

Q： お名前は？

A： ジョージ・ホールです。

Q : お住まいは？

A : マーシー、つまりマチナト字湊川454。

Q : 要するに、マチナトの商業地区ですか？

A : はい。

Q : あなたの雇用主は誰ですか？

A : 本部採石場で働いています。

Q : 極東建設サービス社となにか関係がありましたか？

A : はい。

Q : その関係はいつからですか？

A : 1957年ごろ、この会社の設立の時だと思います。

Q : 1957年ですか？

A : そうだと思います。

Q : 当時の本件会社の社長は誰でしたか？

A : トーマス・R・スチュアートです。

Q : スチュアートさんは亡くなられていますね？

A : はい。

マクレラン代理人： 会社ではどのような立場でしたか？

A : 会社設立当時は、書記／会計として登記されていますが、後に副社長になりました。

Q : 本件会社の業務と関連して、その2つのお仕事のいずれかについて、どのような義務を履行しましたか？

A : いくつかの場合については、沖縄で実際に滞在する社員としては私1人でした。私は契約に署名し、業務のすべてを管理し、なすべきことは何でも担当しました。

Q : 本件会社のために人を雇うことに関連して、何か任務のようなものがありましたか？

A : はい。

Q : チョウヘイ・トミシロ氏を雇い入れるにあたって、何か関与しましたか？

A : はい。

Q : トミシロ氏を雇うことについて覚えていることを話せますか？

A : トミシロ氏を雇い入れた当時、私たちは、東南アジアにおいて作業する修理工の大きな集団を立ち上げるチャンスがありました。作業員や修理工を大量に探していました。

Q： 作業員というのは、どういう意味ですか？

A： 重量のある設備器具の運転手、トラック運転手、それと修理工です。当時、私たちは、修理工という点では、同じ技量の男性を２名雇い入れました。トミシロはその１人でした。

Q： 彼の雇い入れを薦めた人は誰ですか？

A： 彼が推薦を受けたという記憶はありません。彼は沖縄では、明らかにかなりいい修理工でした。彼を推薦したのが誰かは思い出せません。

Q： さて彼の雇用関係にちなんで、公道で会社の車を運用することができる必要があるとされていたのでしょうか？ もしそうならば、どのような必要性があるのでしょうか？

A： 私たちは彼を修理工として雇用しました。車を運用することができるのは望ましいのですが、修理工として雇用したわけです。

Q： 彼が車を運用することができるのが望ましいと言われましたね。彼にはできないことを、何かご存じでしょうか？

A： 彼には免許がないことは知っていましたが、なぜかということはありません。彼を雇い入れた日ではなく、作業場に修理工としてやってきたわけです。彼の仕事ぶりが良いことが分かったときも、彼が免許を持っていれば、内の仕事も外の仕事も両方をこなせるので、良いことだという意見がありました。

マクレラン代理人： 彼が運転免許を持っていないことを、あなたは知っていましたか？

A： はい。

Q： それについて、彼と話しあったことはありましたか？

A： ただ、免許を取ってくださいと。

Q： トミシロ氏がFECONにいたとき、彼の作業場はどこでしたか？

A： 通常、マチナトの車両基地でした。

Q： 本件会社のため、その他の場所で働くことはありましたか？

A： はい。

Q： どこで？

A： 当時はおよそ３カ所で設備を設けており、どうにもならないときは、現場に向いて対処しなければなりませんでした。

Q： ホールさん、会社の作業場から、保有する車を派遣するにあたって、会社の方針がどんなものであったかご存知ですか？

- A : 会社の修理工場にあって使えない車以外、作業現場にある車はできるだけ利用できるように、車ごとに指定された運転手がいました。つまり、車が故障してその運転手がそれを使えなかったときは、ときどき、その人に別の車両をあてがうことになっていました。
- Q : 機械修繕部門にかぎって割り当てられた車が、その部門の人に使用するように指示されることはあったのですか？
- A : 緊急の連絡があると、行ったり来たりするため、故障トラックとして、ピックアップがありました。
- Q : そのトラックの運転手はどうでしたか？
- A : 先ほども言ったように、トラックにはいつも1人の運転手がついているという想定ですので、修理工場には、他にも3、4人の運転手がいました。
- マクレラン代理人 : さて、トミシロ氏が車両基地ではなく作業現場で仕事をするように求められていたような場合、彼を作業現場に連れて行くためにどういうことが行われたのですか？
- A : 彼は、運転手付の修理場トラックを使うことになっていました。時には、彼らが彼を拾って作業現場に連れて行くためにトラックを派遣することもあるでしょうが、彼が運転しないことは私も知っていたし、彼も知っていました。
- Q : さて1959年11月29日の夜と30日の早朝の時間帯について言えば、29日にあなたはご自分が仕事されていたかどうか、覚えていますか？
- A : 私は仕事をしていました。正確に、何時に仕事を終えたかは分かりません。
- Q : そのとき、夜間にいつでも、車両基地を訪れたことはありましたか？
- A : その車両基地ですか？ いいえ。夕方早い時間に運転して仕事に向かいましたが、何時だったかは言えません。
- Q : どちらへ運転して行きましたか？
- A : 那覇の作業現場です。
- Q : さて、会社が雇い入れた従業員について残業に関する会社の方針はどういうものでしたか？
- A : 当時は大量のコンクリートを打つことをしていました。それが時には長時間かかることもありましたが、でも、それは、たいへん簡単に処理できる仕事でした。というのも、一定の仕事をするのに一定の人がいましたから。
- Q : 車両基地の修理施設での残業についてはどうでしたか？ 残業する作業

員を指定する権限を持っていたのは誰でしたか？

A： 装備の一部が故障して、修理しなければならない場合、作業を続けさせてその仕事を完了させる権限を与えるのは私でした。

Q： 1959年11月29日に、あなたは、トミシロに残業をするように指示しましたか？

A： いいえ。

Q： 修理を要するような故障した装備が何かありましたか？

A： 故障はありましたが、私の知る限り、その当時、必要とされるようなことは何もありませんでした。つまり、いつでも故障というものはあるのですが、必要でなければ、那覇の作業現場では、それを緊急とみなすことはなかったのです。

マクレラン代理人： 当日、その作業現場において、そのような緊急の状態があったかどうか、あなたをご存じですか？

A： 知りません。

Q： 車両基地からの車の手配ですが、つまり私が言っていることは、車による個別の運行がどうかという点ですが、この点についての会社の方針はどうでしたか？

A： マツダという男がいて、彼が代行者でした。彼が実際車を手配することはありませんが、作業で出て行く車の記録をとっていました。陸軍では、出し入れについてサインだけを担当する男性を使いますが、そのような意味での手配者というものは私たちの所にはいません。彼らは、旅行チケットというものを持っており、それに記入させることで、トラックの所在を知ったり、作業にどれだけ時間を投入したかを知ることができます。

Q： トミシロさんは、車を手配する権限を持っていましたか？

A： 作業現場に行く必要があるので、そこに連れて行くように運転手に言うことが彼にはできましたから、その意味では、イエスです。その意味では彼は権限があったのです。

Q： 私用でどこかに行くために、私用で車を使う権限を彼は持っていましたか？

A： いいえ。

Q： 個人が私用で会社の車を使うことについて、会社の方針というものがありましたか？

A： 会社の方針というものはあって、私はできる限りそれが守られるように

努めました。また、現に会社の用事で使う場合以外は、車両基地にあらゆる車両を保持すべきというものです。

Q： さて、もしトミシロ氏が上衣を取りに行くために、運転手なしに彼自身が会社の車を使って、モロミにある自宅に戻ると、その後夜間に残りの時間で仕事を続けることができるから必要だと言ったとしたら、しかもそうやってきたのが午前1時30分頃だとしたら、彼の言うことをあなたは信じますか？

ヘイグッド代理人： 異議あり。

裁判長： 異議を認めます。

マクレラン代理人： 真実性について、トミシロ氏はどのような評価を得ているのでしょうか？

ヘイグッド代理人： 異議あり。彼が彼の評判を知っていることという証拠はなく、また本件には関連性がありません。

裁判長： 質問は、証人が知っている範囲内に含まれるとすれば、許可されます。

マクレラン代理人： あなたは、トミシロ氏の評判が真実を語る人だということや、その類いのことについてご存じですか？

ヘイグッド代理人： ちょっと待ってください。この質問にも異議を述べます。彼は、ここで否定的な性格であることの証拠を提出しようとしています。誰も性格を問題にしませんし、彼が真実性について評判が良いかどうかについて問題にしません。ところが事実上、彼は陪審に対してこの証人に質問して、証人の意見としてトミシロ氏が信頼すべきか信頼すべきでない人物かどうかということを語らせようとしています。これはこの証人の役割を超えています。

裁判長： これは抗弁ですね。

マクレラン代理人： 私は、代理人がこの原告提出の第1号証を提出することによって、扉を開けたと考えます。

ヘイグッド代理人： 裁判長、原告提出の第1号証以外にいかなる扉も開けたわけではありません。被告も、また裁判所も十分知っているように、この証拠はたった一つの目的のためだけに証拠として提出されました。この証拠物を採用する際に裁判所が私に告げたのは、たった一つの目的のためだけに考慮すべきであって、真実性について証人の一人の評判という争点についてではないと陪審に説示する予定であるということでした。

裁判長： この抗弁は……

ヘイグッド代理人： 結構です。異議を取り下げます。もしマクレラン代理人が望むなら、私は同意もしますよ。彼がこの証人に、あなたはトミシロ氏が嘘つきだと思いますかと聞いても良いと。さあやってください。それが彼の狙いだ。

裁判長： 必ずしもそうではありません。ヘイグッドさん。いつもの慣例的な紳士流のやり方に、あなたがとどまるならば。続けてください。

マクレラン代理人： ホールさん、真実を語るという点についてトミシロ氏の評判がどうかについて、あなたはご存じですか？

A： 彼が真実を語るのかどうかについて、彼について考える機会はありませんでした。その当時において、またそれから、私はもっと彼について知ることになりました。彼について思うのは、彼がかつて私に嘘をついたと考える理由はありません。

マクレラン代理人： トミシロ氏が、私の知る限りでは衣類を替えるために帰宅するような目的で、会社の車を使おうとした機会がかつてあったのでしょうか？

A： 私の知る限りではありません。

Q： 1959年11月29日の夜と30日の早朝に、あなたの知る限りでは、トミシロ氏が午前1時45分に仕事に戻る必要がありましたか？

A： いいえ。

Q： トミシロ氏の自宅がどこにあるか、当時、彼は実際どこで暮らしていたか、ご存じですか？

A： 当時は知りませんでした。

Q： 起重機のような重量のある装備を補修するために現場から除去されるときに、FECONの駐車場の維持設備を運営しているあなたの観察や知識に照らして、このような作業に修理工は1人以上必要でしょうか？

A： 通常は、そうです。

Q： トミシロ氏が夜間を通して、補助もなく一人で機械を扱って作業することについて、何かご存じですか？

A： いいえ。

Q： 嘉手納航空基地のゴルフコース・プロジェクトについて、1959年11月の間中、夜間の作業が続いていたのですか？

A： いいえ。われわれの通行証は夜間にその基地にいることすら許すもので

はないと思いますが、確かではありません。この作業を夜間に行う理由は何もなかったのです。

Q： その通行証に関して、作業が那覇空軍基地で行われている地区に立ち入ろうとする作業員について、通行証を取得するのに、あなたは何かしましたか？

A： はい。通行証の申請リストを作り、那覇空軍基地、空軍警察部に持っていかなければなりません。ほぼすべての申請書には、私の署名がなされています。

マクレラン代理人： 作業員が那覇に立ち入る通行証を拒絶されたということがありましたか？

A： きわめて稀です。当時、いた人で拒絶された人を思い出せません。

Q： 通行証の発行前に、空軍警察が身元調査を行っていたかどうか、あなたをご存じですか？

A： 手続きがどうであったか知りません。かかる時間と言えば、当時、通行証の発行には5日ないし2週間の程度の日数がかかります。でも、彼らが何をするのか、私は知りません。

マクレラン代理人： 質問は以上です。

裁判長： 反対尋問は？

反対尋問

ヘイグッド代理人による質問：

Q： ホールさん、あなたはかつてFECONの書記／会計だとおっしゃっていましたが、最近FECONの副社長だとおっしゃいましたが、そうですか？

A： はい。その通りです。

Q： FECONとは何ですか？ そのフルネームは？

A： 極東建設サービス株式会社です。

Q： この会社の主たる事務所はどこにありますか？

A： 主たる事務所はここ沖縄にあります。

Q： これは沖縄の企業ですか？

A： デラウェア州に設立されました。

Q： この企業はまだ存続していますか？

A： 私がまだその勘定書きを払っているという意味で、存続しています。

Q： あなたは株主ですか？

A： はい。

Q： そして、あなたはまだ勘定書きを払っているのですか？

A： わたしはまだ勘定書きを払っています。

Q： 私があなたに勝訴する判決を獲得して勝利した場合には、それはあなたの責任にもなるわけですね。そうですか？

A： はい、その通りです。

ヘイグッド代理人： あなたは、あなたが個人的にチョウヘイ・トミシロ氏を雇用したというのですか？

A： 私はそう考えます。

Q： あなたはそう考えるのですか。間違いありませんか？

A： 私は実際、抱えている修理工をみな雇いましたが、トミシロ氏を私が雇ったのは確かです。彼は私の前に連れてこられたときは、とてもよい修理工だという触れ込みでした。私が名前を知らなかった労働者だったとしても、私の中では一、二に入る人物として表れました。彼を雇い入れたと思います。

Q： あなたは、彼を雇うときに彼の資格がどうであったかを確認するために、彼に質問をしていますね？

A： はい。

Q： あなたは、彼が運転免許を持っているかどうか、そのとき聞きましたか？

A： いいえ。私は彼を修理工として雇ったのです。そのとき、運転免許について話し合ったことはないと思います。それよりさらにちょっと立ち入ることもできるので、そうすればよかったのかもしれませんが。彼を雇い入れたとき、店に連れてこられて試しをさせますが、彼が運転できると聞いていれば、運転できるかどうか見ることになります。当時、彼は臨時雇いだったので、運転免許についてはまったく話に出ませんでした。後になって、いつであったかは正確にはわかりませんが、彼が運転免許を持っていないことを発見しました。彼を雇い入れた当時、私は、免許を持っているかどうか知りませんでした。関心がなかったのです。

Q： あなたが彼を雇い入れた後、彼が運転免許を持ってないと分かったのは、どれくらい経ってからですか？

A： 私がタマシロという名の別の人をラオスに向けて行かせたとき、代わりを務めました。その当時は、その前のいつだったかを正確に言えませんが、

その当時、トミシロ氏が持っていないことを知りました。というのも、彼の作業について、彼も私も、困ることがあるからです。

Q： あなたは、彼を雇い入れたとき、彼のその他の技能に加えて、彼が運転できるかどうかを彼に聞くことは、重要だと考えなかったのですか？

A： 彼が運転免許を持っているかどうか、私に関心をもっていたのは、彼が機械を扱う作業ができるかどうかという点だけでした。

ヘイグッド代理人： あなたは、彼を雇い入れた後で、彼が運転免許を持っていないことを知ってから、どれくらい経ったかを、私に言うことはできないとおっしゃいましたね？

A： 正確にはそうではありません。そうではなくて、すぐに言えないのです。

Q： 推測して、ということでは？

A： おそらく、1カ月かそこら、です。彼を雇い入れてから。

Q： 彼を雇い入れて1ヶ月経った後に、あなたは彼が免許を持っていないことを知ったのですか？

A： そのくらいだと言うことです。確かかどうか、分かりません。

Q： 3カ月以上ではないのですか？

A： 3カ月以上ではありません。

Q： そしてあなたは、そのことが、彼があなたのためにする作業の遂行上で、彼とあなたにとって、良くないと分かったわけですか？

A： その通りです。

Q： それは、彼が運転免許を持っていないからというわけですか？

A： その通りです。

Q： あなたは、トミシロ氏を雇い入れたのは、おおよそいつだったか、覚えていますか？

A： いつだったかは覚えていますが、日付までは覚えていません。つまり、何が起きているか、その当時の作業のことですが、それはわかりますが、彼を雇い入れた日付はわかりません。

Q： 何年だったかは思い出せますか？

A： いいえ。私が記憶しているのは…

Q： そう、1959年でしたか？

A： そんな風に言ってみましょう。私が知っているのは、トミシロ氏が私たちのためにどのくらい仕事をしたかということです。

Q： 結構です。うかがいましょう。トミシロ氏は、あなたのために、オーレ

ン・ロバーズがひかれた事故の前までに、どのくらい働いていたのですか？

A： およそ１年半だったでしょうか。

Q： １年半ですか？

A： これは推測でしかないのですが、たくさん人を抱えています。一人ひとりの職歴を覚えてはいません。

ヘイグッド代理人： しかし、あなたはご自身でその男に面接をして、その人の資格を確認したのでしょうか？

A： 腕のいい修理工が必要でした。彼は何ができるのかということを探し出すことにたいへん関心がありました。

Q： FECONが雇い入れる人員は、すべてあなたがご自身で面接するのですか？ それがあなたのやり方ですか？

A： いいえ。

Q： トミシロ氏について、彼を雇い入れることについて、会社の副社長が直接面接する必要があるという異例の決定がされたのはどんな事情があるのですか？

A： それが大ありなんです。私はたくさんの装備を調整し、いい状態に保つ仕事をしています。車両基地で仕事をしていますが、修理工を見つけるのは難しいのです。この人は腕のいい修理工で、彼を見つけたときは、とても幸運だと喜びました。名前という点で言えば、あれこれ、そこで仕事をする人は500名ほどいましたが、50人も名前を挙げることはできません。でも、この人の名前は知っていました。

Q： さて、トミシロ氏の雇い入れにあたって、あなたが彼に面接をした時に、彼が運転免許を持っているかどうかについて、あなたは聞かなかったと言っていますね？

A： はい。

Q： 彼が以前、何らかの犯罪で有罪判決を受けたことがあるかどうか、あなたは聞きましたか？

A： いいえ。

Q： 雇い入れる前に、雇用の予定がある人が書き入れることをあなたが求めたという雇用申込みの書式のようなものがありましたか？

A： いいえ。

Q： 雇い入れの時に、雇用の予定のある人がその履歴書を提出することを求

めましたか？

A： いいえ。履歴を書いた紙を持ってきた場合には、プラスに評価します。

Q： トミシロ氏が雇い入れられたこのケースでは、彼はあなたに履歴書を提出しましたか？

A： 私の知る限り、ありません。

ヘイグッド代理人： あなたは彼に要求しましたか？

A： いいえ。これも、私の知る限り、ありません。

Q： 彼が提出しない場合は、あなたから問題を追及しなかったのですか？

A： いいえ。彼が提出しなかったか、私は知りません。

Q： へえ、あなたは彼が履歴書を出したかどうか、覚えていないのですか？

A： はい。私が雇ったのは修理工でした。彼が高校に行ったのか、あるいはその他のことについても興味がありませんでした。私が技師を雇用するなら、通った学校とか、関連する事柄について情報を得ようとしたでしょう。

Q： さて、あなたはカービー・ロバーズさんが死亡した事故が起きる1年半ほど前に、彼を雇い入れていたと言いました。

A： そのくらいだと思います。

Q： カービー・ロバーズさんが死ぬ事故の3年前であった可能性はありますか？

A： そうは思いません。

Q： カービー・ロバーズさんが死ぬ事故の2年前であった可能性はありますか？

A： 雇ってから30日だったなんて可能性はありますが、そうではないと思います。推測で、1年半と申し上げたので、確かではありません。

Q： 面接は、あなたの記憶ではそこそこはっきりしているのに、その他の点ではそれほどはっきりしていませんが、その面接について何かあったのですか？ つまり、あることはたいへんはっきり覚えているのに、たとえば、質問したかとか、雇ったのは1年未満だとか。

A： いいえ、そうだとは思いません。あなたが私に、運転免許について彼に聞いたのかどうかと質問したので、私はその点に関心がなかったのです、分かりませんと答えたのです。彼が高校に行っていたかどうかについて、私は関心がなかったのです、その点も彼に聞いていません。

Q： あなたは、彼を雇い入れる前に、その人の人となりをチェックするという何を何か、なさろうとしましたか？

A： いいえ、私の記録する限りありません。その点をチェックする場合に私たちがとることは唯一つとして、彼が以前どこで働いていたかという点を調べるのだと思います。なんらかの推薦状を持って来たと思います。つまり彼はオオシロ組とかなんとかで働いたのです。

ヘイグッド代理人： 誰の推薦状ですか？ 誰だとおっしゃるのですか？

A： それについて何か言ったとすれば、その可能性があるのは一つだけであると説明するために、そう申し上げたわけです。

Q： あなたはシュウコウ・ヒガという名前の男性を知っていますか？

A： はい、存じています。

Q： その人はあなたのためにしばらく働いていましたね？

A： はい。

Q： 1959年11月29日当日あるいはその前後で、彼の仕事はどんなものでしたか？ 彼がしなければならないことは何だったのでしょか？

A： ヒガさんは、私たちの会社と一緒に成長してきたような社員でした。彼は私の一番良い通訳で、沖縄人に関していえば、彼は多かれ少なかれ、彼らの間では私の使者のようなものでした。肩書きはないので、彼を事務所のマネージャーと呼んでも良いでしょう。実際、私は彼を使者として、作業員の代表として、いわば何でもこなせる補助者として使っていました。

Q： あなたの右腕ですか？

A： はい、そう言ってもよいでしょう。

Q： トミシロ氏が雇われたとき、彼はその立場にいたのですか？

A： 彼はそうなりつつありました。

Q： トミシロ氏をあなたに推薦したのは、シュウコウ・ヒガさんであった可能性がありますか？

A： その可能性はあります。

Q： はっきり思い出せませんか？

A： いいえ、はっきりしません。

Q： 雇い入れのためにトミシロ氏に面接したときに、彼がかつて犯罪で有罪とされたことがあるかどうか、彼にたずねましたか？

A： いいえ、してません。

Q： 彼がかつて犯罪で有罪とされたことがあるのかどうか、知っていましたか？

A： いいえ。

Q： 彼がかつて犯罪で有罪とされたことがあるかどうか知ること、関心がありましたか？

A： いいえ。

ヘイグッド代理人： 彼に前科があれば、それがどういうものかについて関心はありませんでしたか？

A： いいえ。

Q： あなたは、修理工を雇うことだけだったということですか？

A： その通りです。

Q： 彼が前科のある犯罪者かどうか、あなたは気にならなかったのですか？

A： はい。

Q： チョウヘイ・トミシロ氏をあなたが雇い入れたとき、彼が窃盗で2度、いろいろな交通違反で4度有罪とされたことを知っていれば、彼を雇い入れましたか？

A： もし知っていれば、私はとても長く、深い息をして、どういう状況であったのか知ろうと努めたでしょう。そして彼がそれについて、いい話があるかどうか、調べたでしょう。

Q： あなたは、法廷に来る前に、この法廷で話す予定の証言について誰かと話し合ったことがありましたか？

A： はい。

Q： どなたと？

A： マクレラン代理人が電話をかけてきて、出られるかどうか聞きました。

Q： それで、話す予定の証言について、マクレラン代理人と話し合いましたか？

A： 私が話す予定の証言ですか？ 私が何を話す予定の証言かわかりませんでした。

Q： それでは、あなたが証言する予定の主要な事実についてマクレラン代理人と話さなかったのですか？ こういった方が正確ですか？

A： 私たちが話し合ったのは、私たちの知っている事件のことでして、それについて何か覚えていることがあるかどうか、私に彼が聞いたのです。

Q： われわれがしているようにポイント毎に話したのですか？

A： いいえ。

Q： 証言するために法廷に来る前に、ジョージ・クラウスさんと、彼が証言する予定のことについて話し合ったことはありますか？

A： ジョージとは、数分前にホールで会っただけです。この事件が問題になっていることを私が知って以来、彼に会うのは、それが初めてでした。そういうことを話しました。

ヘイグッド代理人： あなたは、あなたが証言席で話すことになることを話し合いましたか？

A： 確かに私たちはそうしました。そうです。私たちが何を話したかを言いましょうか？

裁判長： はい。

ヘイグッド代理人： そうです、続けてください。あなたはどうか答えたかを説明する権利があります。

A： 私が言ったのは、ずいぶん前のことだね、と。ある時に起こった出来事を思い出そうと努めていました。さて出かけて行って、本当のことを話すと言いました。これがすべてです。話し合ったことはこれですべてでした。もし思い出せなかったら、そう言います。

ヘイグッド代理人： 1959年11月に、あなたは、あなたに割り当てられた会社の車をお持ちでしたか？

A： はい。

Q： それは、個人用でしたか、それとも会社からのものでしたか？

A： この特定の車は、会社の所属でした。

Q： あなたのために、その車を運転するよう指定された運転手がいましたか？

A： いいえ。

Q： あなた自身で運転されましたか？

A： そうしました。

Q： あなたは、会社の運転手を使ったことは一度もなく、いつもご自身で運転されましたか？

A： はい。

Q： 通常の作業時間の後で、その車を運転したことはありますか？

A： 自宅までということですか。いいえ。つまり、私が会社のある場所から離れて自宅まで運転したかということですか。いいえ。私は、その会社のある場所に住んでいます。

Q： あなたは、会社のある場所の外でその会社の車を、たとえば、キャスル・テラス・クラブに向かって公道を運転したことがありますか？

マクレラン代理人： 異議あり。その質問は、無意味・無関係・無内容です。
裁判長、この質問は、法廷で争われているいかなる争点の証明・反証にあたりません。

裁判長： 異議を認めます。

ヘイグッド代理人： 裁判長、よろしいでしょうか？

裁判長： はい。

ヘイグッド代理人： 主尋問では、この証人は、会社の車の利用について会社の方針に関する質問を聞かれて、会社の車の私的利用に関する会社の方針がどうであったのかという質問を受けていました。証人は、車の私的利用の会社の方針に関する質問には答えていました。私はいま、会社の所有する車の私的利用について証人に質問しているわけです。

裁判長： あなたは方針について、証人に質問しているのですか、それとも証人が個人として行ったことを質問しているのですか？

ヘイグッド代理人： 証人が個人としてしたことと、証人が当該会社の副社長としてこれらの方針を遵守したか、これに反したかという質問をしています。

裁判長： どう違うのですか？

ヘイグッド代理人： 証人の信用性にかかわります。

裁判長： 証人の信用性とは？

ヘイグッド代理人： はい。証人は会社の方針はこうだと言ったのですが、彼がとった行動は違うと言うのです。

裁判長： なるほど、続けてください。

ヘイグッド代理人： この会社の方針はその通りのものなのか、それとも、本件での状況に合わせて、事後的に、考え出された方針なのか？ それを知りたいと思います。

裁判長： 分かりました。質問を続けてください。

ヘイグッド代理人： さて、会社の所有する車の私的利用について、それが会社の方針でしたか？

A： 会社の方針は、車の私的な利用はないというものでした。

Q： あなた以外は？

A： 私を除いて。

Q： そして本件会社のその他の人は誰でも、車の私的な利用の禁止を遵守しなければならなかったけれど、あなた自身は除外されていた？

A： 私は除外すべきだと思いますので、そうです。

Q： さてシュウコウ・ヒガさんに割り当てられていた車がありましたか？

A： いいえ。彼の私用のためにシュウコウ・ヒガさんに割り当てられていた車はありません。

ヘイグッド代理人： 彼の私用で利用することについて聞いていません。私が聞いたのは、シュウコウ・ヒガさんに割り当てられていた車があったかと言うことです。

A： ありました。

Q： この車は、会社のために彼の仕事において、彼が専用に利用するためのものでしたか？

A： いいえ。

Q： そうではない？

A： はい、違います。

Q： この車を彼のために運転する運転手がシュウコウ・ヒガさんにいたのですか？

A： いいえ。

Q： シュウコウ・ヒガさんは、定期的に車を自分で運転したのですか？

A： はい。

Q： さて、あなたは、シュウコウ・ヒガさんは、会社の運営上、あなたの右腕だと言いましたね。

A： 会社の運営上ということですか？

Q： 会社の運営上のあなたの右腕。

A： さて、会社の運営上では、違います。

Q： さて、それでは、どのような点で彼はあなたの右腕であったのか説明してください。

A： すでに説明したと思います。

Q： もう一度お願いします。私が聞き違いをしているかも知れませんが、陪審に聞き間違いをして欲しくないのです。

A： 会社の運営や実施では、私は彼を通訳として、仲介者として使っていました。彼はいろいろとやっていました。あなたが運営というので、私は、その点をはっきりさせたいのです。

Q： なるほど。あなたがおっしゃることは、彼が運営上ではなく、実施上のあなたの右腕だということですね。それは、あなたが質問を変えたという

ことでしょうか？

A： 私が言わんとしたのは、沖縄人として、彼は私のために働いている沖縄人との接点として最良の人だということです。

Q： ヒガさんは、FECONにおいて、なにか金銭上の利害をお持ちでしたか？

A： いいえ。

ヘイグッド代理人： 彼がかつて、FECONと何らかの金銭上の利害を持っていたことがありますか？

A： いいえ。

Q： 彼は今現在、FECONと金銭上の利害を持っていますか？

A： いいえ。彼がFECONと金銭上の利害があるかという質問ですか？
FECONにおいては、いいえです。

Q： あなたは私の最後の質問に対して、あなた自身の質問で答えました。あなたは、質問は彼が現在FECONにおいて金銭上の利害があるかというもので、あなたの答は、FECONにおいてはノー。ヒガさんは、現在、FECONに関連する何かについて金銭上の利害がありますか？

マクレラン代理人： 異議あり。この質問には直接の関係が何もありません。

ヘイグッド代理人： この証人の信用性に関するものです。この証人だけではなく、他の証人の信用性に関わります。

マクレラン代理人： 明らかに、いまや、原告側証人、ヒガさんの信用性に若干の疑いがあります。でも、それが適正かどうか。

ヘイグッド代理人： 可能性はあります。この原告側証人がFECONにおいて隠れた金銭上の利害関係があると知ったなら、あるいは付随的なことかも知れないし、後継企業との関係かも知れないけれど、この証人は現に存在した隠れた金銭上の利害関係を隠したという点で、敵性証人であると裁判所に言明してもらうように請求する可能性があります。

裁判長： そのような情報を引き出すことが問題とされていないので、証人がそれを隠していることは当法廷ではありません。異議は却下します。続けてください。

ヘイグッド代理人： 現在、ヒガさんはFECONにおいて、あるいはFECONと何らかの関係がある何らかの企業において、金銭上の利害関係がありますか？

A： もし私が法律家なら、それにどう答えるのか知っていたでしょう。はい。

彼はある意味利害関係があります。

Q： どういうものか話していただけますか？

A： ちょっと難しいのですが。

Q： できるだけ、お願いします。

A： 何をお知りになりたいのか教えてください。そしたらそこから始めます。

Q： あなたは、イエスと言いました。彼は、FECONと関連した何かにおいて金銭上の利害関係がある、と。私は、それは何かと聞いたのです。

A： FECONは、設備を持っていましたが、その設備は留置権によって喪失しました。多くの場合、たくさんのさまざまな金銭的なうまい駆け引きによって、私たちは負債を清算することができました。留置権を使ったり、これをすべてやったりしてたくさんの古い未済の債務を決済することができました。たとえば、設備の一部が稼働しないで据え置かれていました。それに留置権がついていました。シュコウ・ヒガさんと私は、設備を自由な状態にするためあらゆる方法を使ったので、その設備が再び金を稼ぐようになり、その留置権は清算されました。確かに、彼は、支払いを受けた資材について金銭上の利害関係があります。そういうなかで、FECONは、その負債をすべて清算して、収入を得ることになりました。

ヘイグッド代理人： それに加えて、シュコウ・ヒガさんは、かつてFECONの所有物であった不動産のいくらかに対して権利を得ているのですか？

A： はい。

Q： ヒガさんは、その土地に対してお金を払ったのですか？

A： ヒガさんが払いました。その土地について彼は、FECONには払っていません。

Q： 実際のところ、彼は、あなたのためにその土地を信託として保有しているに過ぎないのではないですか？

A： そうではありません。

Q： 彼がその土地にお金を払っていないなら、どうして彼はその土地の所有者になったのですか？

A： 二つ方法があります。まず、土地を購入する場合、私の知る限り当時は、アメリカの会社は権原を持って土地を所有することができませんでした。次に、会社が倒産して、さまざまな債権者たち、私たちが保有する複数の会社を満足させなければなりません。当時、私たちがやったのは、まさにそれでした。シュコウ・ヒガさんは、たくさんの負債を引き受け、た

くさんの債務を引き受けて、そのうちの多くを処理しました。通常なら、FECONが成功した会社ならば、良い条件の下で、その土地は清算されて、これらの負債の支払いとともにFECONに戻ってくるはずのものでした。

Q： それで実際、ヒガさんは、FECONとかなり緊密な関係を持っていたわけですね？

A： 否定はできませんね。

Q： 彼は、さまざまな財産に対する権利を保有することで、彼は、あなたにとって表看板のように活動したわけですね。

A： はい。

マクレラン代理人： 代理人のコメントに対して異議があります。これはまったく質問ではなく、ある人が表看板だというコメントです。代理人は、証人の証言というよりも、彼自身の考えを注入しています。これは不適切な反対尋問です。

ヘイグッド代理人： 証人はすでに答えました。

マクレラン代理人： それでは代理人のコメントを削除するよう求めます。

裁判長： はい。あのコメントは削除されます。証人が自ら発言するのでなければ、コメントする必要は認められません。

ヘイグッド代理人： ホールさん、私たちはシュウコウ・ヒガさんとその義務について話してきました。彼の仕事上の資格は何でしたか？ 彼の仕事上の立場について、あなたは何と呼んでいましたか？

A： 私は誰に対しても仕事の上での資格を与えるのは好みません。私は長らくそれで冗談を言っていました。あなたなら……

Q： シュウコウ・ヒガさんは、運転手にあたるのでしょうか、それが彼の仕事上の資格でしたか？

A： 彼は、運転手というわけではありません。彼は運転免許を持っていますが。

Q： 彼は運転手として雇用されていなかったのですか？

A： いいえ。彼は、彼ができる方法で私を補助するために雇われたのです。

Q： 彼は運転手として雇用されていなかったのですか？

A： はい、違います。

Q： あなたの資格は、確か、副社長でしたね？

A： はい。

Q： あなたはまた、取締役だともおっしゃっていましたね？

A： そうだと思います。

Q： あなたは、運転手として雇用されていたわけではないのですか？

A： 違います。

Q： あなたの仕事上の資格は、確かに、運転手の資格ではありません。

A： 違います。

Q： この会社のほかの従業員の中で、車を運転するけれど、運転手としての仕事上の資格は持っていなかったと言う人はいましたか？

A： はい。

Q： たとえば、ジョージ・クラウスさんとか？

A： まさにそうです。

ヘイグッド代理人： 彼は運転しましたか？

A： はい。

A： 会社の車ですか。彼自身が運転したのですか？

A： はい。

Q： 彼は、彼のために運転する指定運転手を持っていなかったのですか？

A： はい。彼にはいません。

Q： 会社の車を定期的に運転するけれど運転手とは呼ばれていなかった人が、本件会社では、どのくらいの従業員がいたのか、おおよその数を教えていただけますか？

A： それにはお答えできませんが、それには理由があります。私は正確には、会社にどれだけ運転手として雇用した者がいるのか知りません。仕事の一部が運転であっても、ほかの仕事のために雇用された人が、どれだけいるのかも知りません。

Q： あなたの施設で働いているあなたの修理工のある数の人たちが、定期的に会社の車を運転していたというのは、本当ではないのですか？

A： 彼らが仕事場に行き、あることをしなければならぬなら、答はイエスです。彼らはそうではありませんでした。私たちは、十分な数の運転手を抱えていましたので、運転手以外の資格がある人がそのために使われているなら、車は数のものよりも重要でした。つまり、一つの仕事に10人がかかることもあったわけです。この10人のそれぞれがおそらく運転することができたでしょう。車に一人の運転手をつけ、車をよりよい方法で使用することは、さらに良いわけです。

Q： しかしながら、あなたは、ある数の修理工、プロジェクトのまとめ役、

場合によってはさらにある数の事務職員、および様々な他の従業員を抱えており、その人たちは運転免許を持っており、かつ、運転の方法も知っていたわけで、しかも必要な状況では、彼らは運転をしたわけですね？

A： はい。

Q： そこで、あなたがある修理工を雇い入れ、もしその人が運転もできる人ならば、当然にも、あなたは、状況が必要であれば、運転手を雇い入れたことにもなりますが、違いますか？

A： もし私が運転手を雇いたいとしたなら、当然、そう考えられるでしょうね。

ヘイグッド代理人： 質問は以上です。

裁判長： 再主尋問は？

再主尋問

マクレラン代理人による質問：

Q： ホールさん、トミシロ氏のケースについては、しかしながら、彼が運転手としても雇い入れようと考えて、彼を雇い入れたのですか？

A： 彼が運転手でもと願いました。彼の人となり、彼の業績を知って、私は彼が運転もできたらと希望はしました。

Q： あなたの団体、あなた自身から、彼は、運転手の任務を履行するように要求されたり、要望されたりしたことがありましたか？あなたはかつて、つまり私が言わんとしていることは、あなたはかつて、あなたの知る範囲で、誰かがかつて何らかの機会に、彼を運転手として派遣したり、会社の仕事で運転すると想定される車に彼が近づくことを許したことがあったのですか？

A： いいえ。

マクレラン代理人： 質問は以上です。

補充尋問

裁判長による質問：

Q： ホールさん、あなたの財務上の問題を解決するために援助することで、ヒガさんが会社に近づいていった時期というのは、この問題の事故が起きたときの、前だったのですか、それとも後だったのですか？

A： それは連続していました。施設用地のための不動産を買ったのが最初ですが、それがすべての始まりだったというわけです。ですから、いつに始

まったとか、終わったとか、そういうものではないんです。

裁判長： さらに質問がありますか？

マクレラン代理人： ありません。

裁判長： ヘイグッドさんは？

ヘイグッド代理人： これ以上の質問はありません。

裁判長： たいへんありがとうございました。

（証人は許されて、退席した。）

マクレラン代理人： 被告側の議論は以上です。

裁判長： 陪審員の皆さん、これで原告と被告の言い分は、最終弁論を除いて、すべて述べられました。規則によれば、まあ私は良い規則だと思うのですが、最終弁論の前に、様々な説示を決めなくてはなりません。ということで、ここで陪審の皆さんを解放するのが良いのではないかと思います。説示を決めて、定時の１時30分に皆さんに集まっただき、最終弁論と、その後の説示を与えたいと思います。それで良いですか？

ヘイグッド代理人： 結構です。

マクレラン代理人： 結構です。しかし、この時期に、私が出した動議について、更新したいと思います。

裁判長： はい。その動議については、処分は保留とします。規則はそうすることを許しています。動議については処分を保留とします。

陪審員の皆さん、これから今日の午後１時30分まで、皆さんは解散させられます。戻ってきて、両代理人の最終弁論を聞き、それから私の説示を聞いてから、審議のために別室に入ることになります。普通、最終弁論はそんなに時間を取らせませんし、私の説示も同様です。私たちの議論において、説示にそんなに問題があることは予測していません。それよりも時間がかかる場合には、皆さんにお知らせします。

今日の午後１時30分まで休憩を入れますが、皆さんは、訴訟のたいへん重要な時点にいることを注意しておきたいと思います。この休み時間に、皆さんの誰とも、あるいは他の誰とも、この訴訟のことについて、話してはいけません。今日の午後１時30分まで休みます。

（法廷は1964年7月9日午前10時20分に休廷した。）

続く（以下、マテシス・ユニウェルサリス第21巻1号掲載予定）

